

議案第6号

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について

令和5年2月22日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

第1 趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の改正及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）の制定に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る調整基本額を定めるとともに、一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第37号）の制定に伴い、給料7割措置の対象者について、調整基本額を7割相当とする措置等を定める改正を行おうとするものである。

第2 規則案の内容

- （1） 法改正等により、定年前再任用短時間勤務職員制度が創設されたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員に係る調整基本額を定めること。（第2条関係）
- （2） 60歳に達した日以後最初の4月1日（特定日）以降、給料月額を7割とする措置の適用を受ける職員について、調整基本額を7割とする措置を定めること。（附則第2項及び第3項関係）

第3 施行期日等（附則関係）

- （1） 令和5年4月1日から施行すること。（第1項関係）
- （2） 暫定再任用職員（フルタイム）は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用すること。（第2項関係）
- （3） 施行日以前に旧定年に達している職員について、旧再任用職員（現行制度の再任用職員）であった場合に支給された給料の調整額との差額を支給すること。（第3項及び第4項関係）

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和55年岩手県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(調整基本額表)</p> <p>第2条 一般職職員給料の調整額条例第2条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第1に掲げる調整基本額（その額が給料月額\times100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、市町村立学校職員給料の調整額条例第2条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額\times100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、一般職職員給料の調整額条例第2条第2項又は市町村立学校職員</p>	<p>(調整基本額表)</p> <p>第2条 一般職職員給料の調整額条例第2条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（同条第3項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1に掲げる調整基本額</p> <p>(2) 一般職職員給料の調整額条例第2条第3項第2号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる調整基本額</p> <p>2 市町村立学校職員給料の調整額条例第2条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（同条第3項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる調整基本額</p> <p>(2) 市町村立学校職員給料の調整額条例第2条第3項第2号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第4に掲げる調整基本額</p> <p>(端数計算)</p>
<p>第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、一般職職員給料の調整額条例第2条第2項又は市町村立学校職員</p>	<p>第3条 一般職職員給料の調整額条例第2条第2項から第4項まで又は市町村立学校職員給料の調整額条例第2条第2項から第4項までの規定による給料の調整額に1円未満の端数が</p>

給料の調整額条例第2条第2項の規定による給料の調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料の調整額とする。

附 則

[略]

別表第1 調整基本額表（第2条関係）

1・2 [略]

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
[略]	
3級	12,000円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,200円）
[略]	

4～7 [略]

あるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料の調整額とする。

附 則

1 [略]

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）附則第39項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1 調整基本額表（第2条関係）

1・2 [略]

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
[略]	
3級	12,000円（給与条例別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,200円）
[略]	

4～7 [略]

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,300円
5級	8,800円
6級	9,500円
7級	10,800円
8級	11,800円
9級	13,400円
10級	15,800円

2 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,300円
2級	7,700円
3級	7,800円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,700円
7級	10,400円
8級	11,400円
9級	12,400円

3 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	8,300円
特2級	9,200円
3級	10,000円（給与条例別表第3アの備考2に定める職員にあっては、10,300円）
4級	12,600円

4 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,200円
特2級	9,000円
3級	9,800円（給与条例別表第3イの備考2に定める職員にあっては、10,000円）
4級	12,300円

5 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
------	-------

1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

6 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円
5級	8,500円
6級	9,800円
7級	11,000円

7 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	8,000円
4級	8,300円
5級	8,800円
6級	9,900円

別表第2 調整基本額表(第2条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3級	11,600円(市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)別表第2の備考2に定める職員にあっては、11,800円)
[略]	

別表第3 調整基本額表(第2条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
3級	11,600円(給与等条例別表第2の備考2に定める職員にあっては、11,800円)
[略]	

別表第4 調整基本額表(第2条関係)

教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,200円
特2級	9,000円
3級	9,800円(給与等条例別表第2の備考2に定める職員にあっては、10,000円)
4級	12,300円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定を適用する。

3 給料の調整を行う職を占める整備等条例第8条又は第11条の規定に基づき採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第38号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第3条に規定する定年をいう。）に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）第2条第2項から第4項まで又は市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）第2条第2項から第4項まで、改正後の規則第2条及び第3条、一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第37号。以下「改正条例」という。）附則第2項並びに前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（一般職の職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項第1号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数を、市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項第1号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数を、整備等条例第11条の規定に基づき採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項第2号又は市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例第2条第3項第2号に定める数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整を行う職を占める旧地方公務員法再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整を行う職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整を行う職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整を行う職を占める旧地方公務員法再任用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第35号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。次号において「旧給与条例」という。）又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第36号）第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。次号において「旧給与等条例」という。）及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給料の調整額に関する条例第2条第2項又は改正条例第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整を行う職以外の職を占める職員として次掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整を行う職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整を行う職を占める旧地方公務員法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当する

こととなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例又は旧給与等条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給料の調整額に関する条例第2条第2項又は改正条例第2条の規定による改正前の市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地方公務員法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧地方公務員法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例又は旧給与等条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）